

青木村住宅用太陽光発電導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、村内における新エネルギーの導入を促進するため、予算の範囲内で住宅用太陽光発電導入補助金（以下「村補助金」という。）を交付するための手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成20年太陽光発電普及拡大センター規程第0810-0007号。以下「規程」という。）第4条各号の要件に適合するものをいう。
- (2) 補助金申込受理決定通知書 規程第7条に規定する補助金申込受理決定通知書（以下「受理決定通知書」という）をいう。
- (3) 補助金交付決定通知書 規程第11条に規定する補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という）をいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助の対象となる者は、自ら居住する又は居住する予定の青木村内の住宅（店舗との併用住宅を含む。）に対象システムを設置した者で、太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が交付する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（以下「J-PEC補助金」という。）の交付決定を受けた者のうち村税等に滞納がない者とする。
- 2 その他、J-PEC補助金の交付決定を受けた者のうち村長が認める者（村税等の滞納者を除く。）

(補助金の額)

- 第4条 村補助金の額は、J-PEC補助金の3分の1に相当する額で、16万円を限度とする。
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の予約)

第5条 村補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象システムに係る受理決定通知書受領後速やかに、太陽光補助金交付予約申請書（様式第1号。以下「予約申請書」という。）に受理決定通知書の写しを添付して村長に提出しなければならない

らない。

(予約の決定及び通知)

第6条 村長は、前条の予約申請書の受付を先着順に行うものとする。

- 2 村長は予約申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に太陽光補助金予約受付通知書（様式第2号。以下「予約受付通知書」という。）を送付するものとする。
- 3 村長は、受け付けた予約申請書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、予約申請書の受付を停止することができる。

(計画変更の承認)

第7条 前条第2項の規定により予約受付の通知を受けた者（以下「予約決定者」という。）は、予約受付通知を受けた後、補助金交付予約内容を変更するとき又は対象システムの設置を中止しようとするときは、速やかに太陽光補助金計画変更承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の申請)

第8条 予約決定者は、J-PEC 補助金の交付額確定通知書を受けた後速やかに、太陽光補助金交付申請書（様式第4号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他村長が必要と認めたもの

- 2 予約決定者は、前項の交付申請書を定められた期限内に村長に提出しなかったときは、当該予約の申請で得た権利は自動的に失効するとともに、当該年度において再び予約申請をすることができないものとする。

(交付額の決定及び通知)

第9条 村長は、前条の交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは、補助金の額を確定し、申請者に太陽光補助金交付決定通知書（様式第5号）を送付するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により太陽光補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、太陽光交付決定通知書の交付日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日（同日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、直前の平日となる日）のいずれか早い日までに、太陽光補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出し、村長

はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(協力)

第 11 条 村長は、補助決定者に対し、必要に応じて売電量及び買電量に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 1 月 13 日から施行し、平成 21 年 1 月 13 日以降の J-PEC 補助金に係るものから適用する。

(青木村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の廃止)

2 青木村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成 13 年青木村要綱第 3 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の際現に J-PEC 補助金の交付決定を受けている者に係る村補助金の額については、なお従前の例による。